市民福祉委員会記録

- 1 日 時 令和2年6月19日(金) 午前 9時57分 開会 午前10時51分 閉会
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員

委員長 小 野 辰 夫 副委員長 白 川 誉 片 平 恵 美 委員 委員 篠原 茂 河 内 優 子 永易英寿 委員 委員 委員 委員 伊藤優子 藤原雅彦

委員 山 本 健十郎

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長	寺	田	政	則					
福祉部									
部長	藤	田	憲	明	総括次長(子育て支援課長)	曽ま	と 部	み	さ
次長(こども保育課長)	伊	藤	裕	敏	次長 (国保課長)	近	藤	弘	$\stackrel{-}{-}$
介護福祉課長	久	枝	庄	三	保健センター所長	東	田	寿	重
こども保育課主幹	藤	田	康	弘	国保課主幹	野	藤	曲	治
保健センター主幹	伊	藤	美	幸					
市民環境部									
部長	原		正	夫	総括次長(地域コミュニティ課長)	長	井	秀	旗
地域コミュニティ課主幹	沢	田	友	子					
消防本部									
消防長	毛	利		弘	総括次長(予防課長)	高	橋	裕	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
消防総務課長	後	田		武					

- 6 議会事務局職員出席者
 - 事務局次長 飯尾誠二 議事課主任 越智雅弘
- 7 本日の会議に付した事件 別紙付託案件表のとおり
- 8 会議の概要
 - 開 会 午前 9時57分

- ●小野委員長:<開会挨拶>
- ○寺田副市長:<挨拶>
- ◎消防関係
- ◇議案第55号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ○後田消防総務課長: <説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時02分/ 再開 午前10時03分

- ◎福祉部関係
- ◇議案第49号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について
- ○伊藤福祉部次長(こども保育課長):<説明>

<質 疑>

- ●篠原委員:連携施設の確保が必要な保育施設は何施設あるのか。
- ○伊藤福祉部次長(こども保育課長):新居浜市内では6施設が該当する。
- ●篠原委員:具体的にどこの施設か。
- 〇伊藤福祉部次長(こども保育課長):地域型保育の中には4種類の事業があり、そのうち小規模保育事業で、かがやき保育園、かがやきぷらす保育園、ちびっこワールドにいはま園、ぽこ・あ・ぽこ保育園の4施設、事業所内保育事業で、ひまわり乳児園、こども園みるみるの2施設の合計6施設となっている。
- ●片平委員:今までは、連携施設の確保が難しいときは確保しなくてもよいという規定だったものが、 それに加えて、引き続き必要な教育、保育が提供されるよう措置を講じているときは確保しなくても よいという規定が加わったものだと思うが、この措置とは具体的にどういうことか。
- 〇伊藤福祉部次長(こども保育課長): 措置が講じられている具体的なこととしては、例えば、その地域型保育事業を卒園した方は、優先的に保護者の希望どおりの園に入園できるといった規定を市で定めている場合が考えられる。
- ●伊藤委員:連携施設の確保が著しく困難であると認めるときとあるが、新居浜市にそういう子供たちは何人くらいいるのか。
- ○伊藤福祉部次長(こども保育課長):これは園児ではなく、施設のことを申し述べている規定である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

- ◇議案第50号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ○伊藤福祉部次長(こども保育課長):<説明>

<質 疑>

●片平委員:第37条第4号の加わる部分について、実際に今まで、こういう病気だから見てほしいと

いった事例はあったのか。

- 〇伊藤福祉部次長(こども保育課長): これは居宅訪問型保育事業に関する規定であるが、新居浜市内で現在本事業は行われておらず、事例はない。
- ●篠原委員:対象者は新居浜市内に何名くらいいるのか。
- 〇伊藤福祉部次長(こども保育課長): 家庭的保育事業等の利用者ということかと思うが、家庭的保育事業等というのは、議案第49号の地域型保育事業における小規模保育事業や事業所内保育事業のことを指しており、該当施設が6施設あり、大体が定員19名までの事業所であるので、そのくらいの規模の需要があるものと考えている。

<討 論> な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第51号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○近藤福祉部次長(国保課長):<説明>

<質 疑>

- ●藤原委員:傷病手当金ということは、今までに新型コロナウイルスに感染して仕事ができない場合の補償ということだと思うが、財源512万円の算定根拠を教えてほしい。
- ○近藤福祉部次長(国保課長):後ほど、議案第57号の補正予算の中でなお詳しく説明する。
- ●伊藤委員:新居浜市内で3人しか感染者が出ていないが、その方たちに対する補助ということか。 ○近藤福祉部次長(国保課長):被用者、すなわち他人に雇われて労務に従事する方が休みやすい環境を整備するため、予算措置しているものであるが、この議案を国保課から出した時は、まだ新型コロナウイルス感染症が蔓延するかどうかという時で、対象人数を把握しづらかった。とりあえず512万円で補正予算組みを行い、議案を上程したものである。
- ●伊藤委員:国保には該当しないと思うが、市外から転勤し、しばらく自宅待機しなければならない場合は、感染しているかどうかわからないので傷病手当金の対象にはならないということか。
- ○近藤福祉部次長(国保課長):国のQアンドAによると、基本的に新型コロナウイルスの感染が間違いない、PCR検査を受ける程度の方に傷病手当金を支給することとなっているので、自主的に休まれる方は対象外になると考えている。
- ●白川副委員長:例えば、市内の美容室などは、社会保険に加入しておらず、国保のところが多くある。例えばお客さんが検査を受け陽性反応が出て、濃厚接触者として自発的に休業することになった場合、対象になるということか。
- ○近藤福祉部次長(国保課長):国のQアンドAでは、事業主等の近辺に陽性反応者が出て、被用者に休むよう言ったときは対象になるという書き方になっている。
- ●伊藤委員:そもそもの話になるが、新居浜市内でPCR検査を受けた方は何人くらいいるのか。 ○藤田福祉部長:PCR検査の件数について、県全体の数は公表されているが、市町別には公表されていない。県の話では、受診した医療機関において、例えば大阪、東京といった感染拡大地域に行った、あるいはそういう方と接触したということでなくても、少しでも感染が疑われるといった場合は、医師の判断においてPCR検査につないでおり、検査を受ける方がかなり多くなっていると聞いている。
- ●伊藤委員:新居浜市内でどれくらい検査して、どれくらいの方が陽性になっているか、そういった情報を知りたくても知ることができない。
- ○藤田福祉部長:国策として、抗体検査をどうするかという話も今後出てくると思うので、そのあたりは、国あるいは県の動向を注視しながらということになる。

- ●片平委員:第5条の2の第2項において、最高等級の標準報酬月額とあるが、現在具体的にいくらか。
- ○近藤福祉部次長(国保課長):傷病手当金を支給できる上限が、1日当たり約3万800円となっており、3分の2を掛けた金額が超えていても、約3万800円が最高ということである。

<計 論> な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第52号 新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○近藤福祉部次長(国保課長):<説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第53号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○久枝介護福祉課長: <説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第56号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第4号)

○曽我部福祉部総括次長(子育て支援課長):<説明>

<質 疑>

- ●篠原委員:健康プログラムの内容について、もう少し詳しく説明してほしい。
- ○東田保健センター所長:具体的な事業内容について説明する。これまでに運動、スポーツを行っていない方が、本事業への参加を通じて、生活に運動を取り入れ、継続した運動を実践することにより、健康づくりに取り組めるようにするものである。スポーツ実施率の低いビジネスパーソン、就労層をメーンターゲットと考えており、チーム制による歩数競争イベントの開催や、他自治体との横展開により、ゲーム性を高め、日常的に運動習慣を定着させようと考えている。
- ●篠原委員:イベントの開催などいろいろ言われたが、参加者はどのように集めるのか。
- ○東田保健センター所長:健康経営を推進するため、産業振興課や商工会議所、愛媛労災病院等と協力しながら、地域の中小企業を中心に呼びかけ、ビジネスパーソンの参加を促すことを考えている。 地域においては、新居浜市健康都市づくり推進員や新居浜市スポーツ推進委員、新居浜市連合体育振興会などに幅広く声掛けをしてもらい、集客を考えている。
- ●伊藤委員:何人くらいの参加を想定しているか。
- ○東田保健センター所長: 当初は300人程度から始めて、3、4年後には1,000人程度までふやしていきたい。

*後刻一括採決

◇議案第57号 令和2年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○曽我部福祉部総括次長(子育て支援課長):<説明>

<質 疑>

- ●藤原委員:傷病手当金の補正額512万円について、算出根拠を教えてほしい。
- ○近藤福祉部次長(国保課長):現在新居浜市の国保加入者が約2万4,000人弱おり、そのうち今回の傷病手当金の対象となる被用者は約8,000人である。この被用者の方の、令和元年の給与収入額が約106億3,000万円であったので、一人当たりの一カ月の収入は、106億3,000万円から8,000人を割り、さらに12カ月で割って約11万円となることから、3カ月間の給与収入が約33万円。就労日数については、週休2日として計算すると、30日間から8日を引いた22日間であるので、3カ月間で66日。支給日数は、1カ月間支給すると仮定し、休み始めて4日目から支給されるので、22日間から3日を引いた19日間。これで計算すると、一人当たり、33万円割る66日掛ける3分の2掛ける19日で、約6万4,000円となる。罹患者数は、被用者8,000人の約1%、約80人と仮定し、6万4,000円掛ける80人で512万円を計上している。
- ●藤原委員:根拠は十分わかった。土日休みという説明だったかと思うが、現場感覚からいうと、国保に入って仕事をされている方で土曜日が休みというのはあまり聞いたことがない。土日休みというのは、国保の中で何か決まりがあるのか。
- ○近藤福祉部次長(国保課長):財政課と協議する際の根拠として、週休2日として計算したものである。512万円というのは十分な金額ではないかと考えている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時38分/ 再開 午前10時40分

- ◎市民環境部関係
- ◇議案第56号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第4号)
- ○長井市民環境部総括次長(地域コミュニティ課長): <説明>

<質 疑>

- ●山本委員:交付団体について、一般コミュニティ助成事業が船木校区連合自治会、長寿社会づくり ソフト事業交付金交付事業が垣生校区連合自治会となっているが、この2団体を選定した理由、どう いった活動をしているか、この補助事業は何回か実施されているものか、この3点を伺いたい。
- ○長井市民環境部総括次長(地域コミュニティ課長):自治総合センターの一般コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじの助成金であるが、これは数年前から申請を行っており、上部、川西、川東の3地区ごとに連合自治会から応募をするようにしている。今年度は、船木、新居浜、高津の3校区について助成申請を行ったが、結果的に船木のみが採択となったという経緯がある。次年度以降についても、それぞれ地区ごとに順番に申請を上げていこうと考えている。垣生校区の健やかコミュニティモデル地区育成事業については、毎年、県の地方局を通じて募集があるが、募集期間が大変短いので、事業申請までまとめるのがなかなか難しい事業だった。今年度については、昨年募集があった時に、各公民館を通じて事業の案内を行った結果、垣生校区から申請が上がってきたので、地方局へ申請を行ったものである。
- ●山本委員:宝くじの助成金について、以前は太鼓台関係の事業を継続していた。それが突然行われなくなったが、これは連合自治会の中で決めているのか。行政が方針を出しているのか。今回の場合においても、連合自治会経由だったり、公民館経由だったりと対応が異なっているが、どのような仕分けをしているのか。
- 〇長井市民環境部総括次長(地域コミュニティ課長):宝くじの助成金については、以前、太鼓台に関係するものを申請していた時期がある。平成28年度からは、申し合わせにより、太鼓台にかかわる

ものの事業申請はやめるようになったという経緯があったと伺っている。

- ●山本委員:決めたのは連合自治会か。
- ○長井市民環境部総括次長(地域コミュニティ課長):連合自治会の中で申し合わせたのではないか と思っている。
- ●山本委員:ないかと思うと言うが、わかっているのならはっきり言ったらいい。そのようなことを 言っていると、市の独自性がなくなる。
- ○長井市民環境部総括次長(地域コミュニティ課長): 垣生校区の事業については、県から通知が来てから募集締め切りまでの期間が大変短かったこともあり、連合自治会の理事会を通じて広報することが難しい状況であったので、公民館を通じて広く募集を行ったということである。
- ●篠原委員:一般コミュニティ助成事業については、地区を順番で回しているが、以前は年に2回実施していたと思う。健やかコミュニティ事業は、順番に回すわけではなく、申請という形になるのか。 ○長井市民環境部総括次長(地域コミュニティ課長):募集案内があり、申請を行うということである。県に問い合わせたが、平成28年以降、県下において採択はない。過去の事業採択は、平成8年に新居浜市から1件あり、以後はなかなか申請まで至っていないということである。
- ●伊藤委員:健やかコミュニティモデル地区育成事業補助金については、以前からあったけども、たまたま新居浜市で申請がなく、補助金を受けられなかったということか。
- 〇長井市民環境部総括次長(地域コミュニティ課長):この事業は、健やかコミュニティモデル地区 育成事業のほかにも、医療関係や介護関係、福祉関係など、たくさんのメニューがある。地方局から 通知があり、総合政策課から全庁的に、事業申請がないかという形で募集を行っているが、今までな かなか事業申請まで至らなかったということである。
- ●伊藤委員:毎年この補助金があるのであれば、1年前から皆さんに広報して、毎年申請してもらえば、補助金を受けられるのではないか。
- ○長井市民環境部総括次長(地域コミュニティ課長):おっしゃるとおりであるので、今回、垣生校区の事例を一つモデルとして、事前に連合自治会や公民館等を通じて広く広報し、申請につなげていきたいと思う。

<討 論> な し <採 決> 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前10時51分

市民福祉委員会付託案件表

○消防関係

令和2年6月19日

議案第55	号	新居浜市消	方団員等公務	务災害補償	賞条例の-	一部を改正	Eする条件	列の制	定につ
	V	7							
○福祉	部	関係							
議案第49	号	新居浜市特定	三教育・保育	施設及び	持定地域	型保育事業	業の運営	に関す	る基準
	を	定める条例の)一部を改正	する条例	の制定に	ついて			
議案第50	号	新居浜市家原	医的保育事	業等の設備	請及び運営	営に関する	る基準を知	定める	条例の
		部を改正する	条例の制定	どについて					
議案第51	号	新居浜市国民	R健康保険条	例の一部	を改正す	る条例の	制定につ	いて	
議案第52	号	新居浜市後其	期高齢者医療	寮に関する	5条例の-	一部を改正	Eする条何	列の制	定につ
	V	7							
議案第53	号	新居浜市介護	養保険条例の	一部を改	正する条	例の制定	について		
議案第56	号	令和2年度新	所居浜市一般	会計補正	予算(第	4号)			
第1表	歳入	歳出予算補正	中					1	ヽ゚ージ
歳出	第4	款 衛生費				• • • •		• •	3·15
議案第57	号	令和2年度新	所居浜市国民	民健康保険	事業特別	会計補正	予算(第	1号)	
								5~7·2	2~25
〇市民	環	境部関	係						
議案第56	号	令和2年度新	f居浜市一般	会計補正	予算(第	4号)			
第1表	歳入	歳出予算補正	中						
歳出	第2	款 総務費	(財源補正を	·除く)		• • • •		• •	3·14